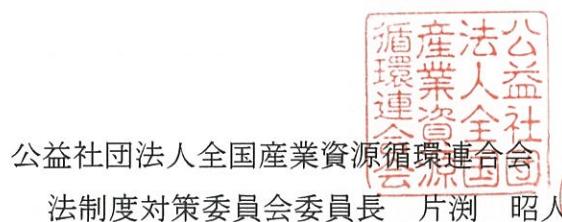


全産連発第 121 号
令和 3 年 9 月 1 日

環境省 環境再生・資源循環局

廃棄物規制課長 神谷 洋一 殿
リサイクル推進室長 平尾 複秀 殿



プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律の政省令・告示についての要望

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、今秋の制定が検討されているプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律の政省令・告示について、プラスチック使用製品産業廃棄物等の再資源化等を促進する役割を担う産業廃棄物処理業の立場から下記の要望を提出致しますので、特段のご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 主務大臣が定める「基本方針」（法第 3 条関係）に関する要望事項

【要望事項 1】 令和元年 5 月のプラスチック資源循環戦略に示されている「国内資源循環体制を構築しつつ、持続可能な社会を実現」の趣旨を基本方針に明記すべきである。

【要望事項 2】 カーボンニュートラルに係る国の政策の方向性及び将来における CCUS（二酸化炭素の分離回収・有効利用・貯留）の技術動向も視野に入れつつ、感染のおそれがある等の性状等によって再資源化を実施することができない廃棄物の焼却処分に伴う熱回収の必要性を重視し、プラスチックの資源循環における熱回収の位置付けや役割を基本方針において明確にすべきである。

【要望事項 3】 廃プラスチックを主な材料とする RPF（廃棄物固形燃料化）等の燃料の製造事業や破碎・圧縮等の中間処理を実施して代替燃料として供給する事業等について、プラスチックの資源循環における位置付け及び役割を基本方針に明記すべきで

ある。

【要望事項4】プラスチックの資源循環を実際に担う事業者の一員として産業廃棄物処理業者が重要であることから、産業廃棄物処理業者の役割とともにプラスチックの資源循環を担う事業者間の連携を基本方針に明記すべきである。

【要望事項5】プラスチック使用製品製造事業者等の取組として、プラスチックに係る資源循環を阻害しないよう、次の事項を基本方針に定めていただきたい。

- ① リチウムイオン蓄電池の取り外しが容易な製品設計のほか、リチウムイオン蓄電池の使用製品であることが容易に分かるように当該製品に表示を行い分別しやすくすること。
- ② プラスチック使用製品の含有物によって再資源化等を阻害するおそれがない製品設計を行うこと。

【要望事項6】排出事業者によるプラスチック使用製品産業廃棄物等の排出の抑制及び再資源化等の促進の方策に関する事項として、次の事項を基本方針に定めていただきたい。

- ① 排出事業者の取組として、リチウムイオン蓄電池等の異物の混入等を防止するために必要な分別排出や再資源化等の阻害要因となり得る含有物に係る情報提供を行うこと。
- ② 国の取組として、「再資源化等に関する技術開発及び実用化に向けた支援並びに環境整備に向けた取組への支援」の対象となる事業者に、再資源化等の実施事業者の役割を担う産業廃棄物処理業者を含めていただきたいこと。

2. 主務大臣が定める製造事業者等の「プラスチック使用製品設計指針」（法第7条関係）及び主務大臣による「設計認定」（法第8条関係）に関する要望事項

【要望事項7】設計指針におけるプラスチック使用製品製造事業者等が取り組むべき事項及び設計認定の基準においては、プラスチックに係る資源循環を阻害しないよう、次の事項を定めていただきたい。

- ① リチウムイオン蓄電池の取り外しが容易な製品設計のほか、リチウムイオン蓄電池の使用製品であることが容易に分かるように当該製品に表示を行い分別しやすくすること。
- ② プラスチック使用製品の含有物によって再資源化等を阻害するおそれがない製品設計を行うこと。また、そのような製造事業者等の取組を適切に評価する制度としていただきたいこと。

3. 主務大臣による市町村の再商品化計画の認定（法第33条関係）に関する要望事項

【要望事項8】再商品化計画の認定要件である能力及び施設の基準については、次の事項を反映していただきたい。

- ① 産業廃棄物の処理に該当する再商品化実施者の能力及び施設の基準に係る審査については、当該実施者に一定の講習又は研修の受講を義務付けることとしていただきたい。また、当該基準の審査については、産業廃棄物処理業の許可と同等の厳格な審査を行っていただきたい。
- ② 一方、再商品化実施者が産業廃棄物処理業者である場合には、当該事業者の能力及び施設の基準に係る審査においては、当該事業者が有する業許可及び施設設置許可の内容を考慮し、省略等が可能な審査については省略等を行うこととしていただきたい。

4. 主務大臣による製造事業者等の自主回収・再資源化事業計画の認定（法第39条関係）に関する要望事項

【要望事項9】自主回収・再資源化事業計画の認定要件である能力及び施設の基準については、次の事項を反映していただきたい。

- ① 産業廃棄物の処理に該当する申請者等の能力及び施設の基準に係る審査については、当該申請者等に一定の講習及び研修の受講を義務付けることとしていただきたい。また、当該基準の審査については、産業廃棄物処理業の許可と同等の厳格な審査を行っていただきたい。
- ② 一方、申請者等の中の産業廃棄物処理業者に対する能力及び施設の基準の審査においては、当該事業者が有する業許可及び施設設置許可の内容を考慮し、省略等が可能な審査については省略等を行うこととしていただきたい。

5. 主務大臣が定める排出事業者の判断基準（法第44条関係）及び主務大臣による排出事業者の再資源化事業計画の認定（法第48条関係）に関する要望事項

【要望事項10】排出事業者の判断基準については、次の事項を反映していただきたい。

- ① 热回収を含む再資源化等を委託しようとする場合には、リチウムイオン蓄電池等の異物の混入等を防止するために必要な分別排出や再資源化等の阻害要因となり得る含有物に係る情報提供の徹底をお願いしたい。

【要望事項11】排出事業者の再資源化事業計画の認定要件である能力及び施設の基準については、次の事項を反映していただきたい。

- ① 申請者等の能力及び施設の基準に係る審査については、当該申請者等に一定の講習及び研修の受講を義務付けることとしていただきたい。また、当該基準の審査については、産業廃棄物処理業の許可と同等の厳格な審査を行っていただきたい。
- ② 一方、申請者等の中の産業廃棄物処理業者に対する能力及び施設の基準の審査においては、当該事業者が有する業許可及び施設設置許可の内容を考慮し、省略等が可能な審査については省略等を行うこととしていただきたい。

以上